

オスプレイの佐賀空港配備と九州全域での訓練、大矢野原演習場等の訓練基地化の中止を求める意見書

2014. 10. 6

陸上自衛隊が導入する垂直離着陸機オスプレイの佐賀空港配備が強行されようとしています。

このことは、佐賀空港周辺住民、佐賀県民にとって重大であるばかりでなく、九州全域がオスプレイの訓練場とされる危険があり、熊本県、県民にとっても大問題です。

陸上自衛隊は、ヘリコプター訓練のため、航空法が定める最低安全高度（山間地で150メートル、市街地で300メートル）以下の飛行許可(低空飛行訓練)を国交省から得ています。九州の低空飛行訓練地域は54地域にのびます。

佐賀県議会の説明会で、低空飛行訓練地域のひとつである脊振山（せふりさん）一帯（長崎自動車道を含む）でのオスプレイの低空飛行訓練の可能について問われたのに対して、自衛隊はこれを否定しませんでした。

熊本県内の自衛隊の低空飛行訓練地域は、熊本市内、熊本空港周辺、緑川河川敷、阿蘇高岳周辺、八代大築島周辺など16地域であり、県土の多くが低空飛行訓練地域になっています。

米軍機には、日米地位協定により日本の航空法が適用されません。米海兵隊オスプレイの普天間基地配備の日米合意は、「できる限り人口密集地上空を避ける」とうたっていますが、実際は無視されています。

佐賀空港配備のオスプレイ、米海兵隊のオスプレイの訓練が、自衛隊の低空飛行訓練地域で実施されることになれば、県民の安全が著しく脅かされることは明らかです。家畜などへの被害も甚大になるでしょう。

地方自治法 条に基づいて、日本本土、九州、熊本の「沖縄化」を進める、オスプレイの佐賀空港への配備、熊本県内を含む九州各地での訓練、大矢野原演習場、高遊原分屯地の訓練基地化の中止を強く求めるものです。